MASUKI情報デスク関与団体
救う会大阪
米国に原爆投下謝罪を求める会
教育正常化裁判を支援する会
スパイ防止法の制定を求める会
外国人参政権に反対する会・関西
主権回復を目指す会・関西
日教組の違法行為を追及する市民の会
NO！　民主　関西市民の会

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信！

No. 102
【発行・編集】
MASUKI情報デスクM情報
代表　増木重夫
大阪府吹田市古江台2-10-13
TEL　090-3710-4815
FAX　06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

衆議院選挙が終った

闘いが一旦終わりました。結果は今さら言うまでもありません。私自身、ここまでひどいとは思わず、かなり甘かったと反省しています。今日から新たな闘いとして、今頃、反政府運動、倒閣運動などと言うと時代錯誤だ、物騒だと言われそうですが、「NO！」民主　より大きく声を挙げ、また（少々矛盾しますが）民主内右派の応援をより強力に推し進め、日々粛々と活動して行きたいと思います。皆様のご支援をお願いいたします。

M情報　増木重夫

司法（裁判等）闘争、四連発

その1　朝鮮総連固定資産税住民訴訟「三都プラス一物語」

救う会大阪

運動はロマンチックにやらなければならない。「朝鮮総連固定資産税減免に関する監査請求、住民訴訟、三都プラス一物語」作戦経過報告。

先ず（左は向けないと思いますが、そこは堪えて？）左の票を見ていただきたい。全国でこれだけ多くの市町村で、朝鮮総連関連施設から固定資産税を満額徴収していない。あきれ返るというより各地方自治体、お金があり余っているのだろうか。ここ5年を見てみるとわずかながら改善は平成17年度は65市町村あったのに対し、平成20年度は5市町村に減っている。しかし一部減免は全く減っていない。詳細は弊会ホームページを見ていただきたい。

我々はとりあえず近辺から手をつけた。監査請求を行い、その結果棄却されたら住民訴訟を起こすわけだ。

大阪市と堺市からは早速監査結果が返ってきた。予想通り棄却。監査結果から、「私達（市当局）から、『固定資産税の減免はできない。』などととても言えません。裁判所さん、代わりに言ってね。」という役人の声がブンブン聞こえてくる。

最初は「本人訴訟だ。」などと言っていたが監査結果を見てとても手に負える話ではない。幸いなことに、徳永信一弁護士が全面協力していただけることになった。

できれば全国の大掃除がしたいが、裁判はいくら弁護士にご無理を言っても最小限の費用はかかる。できるだけ皆様の資金協力を得、関西だけでも大掃除ができないものかと思っている。

大阪市の巻

朝鮮総連施設の税減免　大阪市監査委が調査の不備を指摘
2009.8.20 23:12　サンケイ

大阪市が在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）の関連施設の一部について、「公民館的施設」を理由に固定資産税を減免したのは市長の裁量権を逸脱しているとして、同市内の男性が市に減免措置をやめるよう求めた住民監査請求で市監査委員は20日、請求を棄却する一方、市の調査体制の不備を指摘した。

これを受けて市は、平成20年度に減免を適用した20施設のうち4施設の減免を一部取り消し、計29万円を課税対象にした。

監査結果によると、20施設のうち12施設で減免申請時に必要な書類が添付されていなかった。さらに「公民館的施設のための事務室」などとして減免対象とされた部屋が、実際は朝鮮総連の支部活動などに使われていたケースも発覚した。

原告、中谷辰一郎。先ず、卒倒してもいいように倒れるところに布団を引いてから読んでいただきたい。結論から言うと平成20年度の減免総額は2600万円。つい1週間ほど前、懇意にさせて頂いている大阪市会議員から「大阪は絶体絶命。危篤状態。」とお聞きしたばっかりだ。この金額は朝鮮総連と民潭（韓国系）との合計で、総連関連施設は20箇所。我々は独自の調査で当初18箇所と思っていたが、20箇所。民潭との合計は何と46箇所である。件の議員に監査資料を送らせていただいて、その中に「今すぐ議員全員で集金に行け。」とメモを入れておいたが！！

税金の時効は5年だから2600万円×5・・1億3000万円も減税している。総連の部分だけを正確に言うと、課税額は639万5500円。うち減免額は593万2300円。早い話が9割以上減免。ほとんど全額減免ではないかしかしカウントは「一部減免」・・・・？「フザケルナ！」と言ったら下品だろうか。

我々の監査に対し、手続きミスや公民館ではないものがあったとして、いくつかは減免を取り消したようだが、「『在日外国人の為の公民館的施設』は減免する。」という、基本方針は何ら変わっていない。予想していたとは言え余りにもあきれ果てる。

また、総連施設は20箇所、民潭施設と合計で46箇所減免対象施設があるというが、各々の住所等の詳細は明らかにされていない。我々はある程度つかんではいるが、すぐに情報公開の手続きを取ったが、これでは仮に万歩譲って「公民館は減免」を認めるにしたとしても実際どうなっているのか現場検証をすることもできない。

我々は、総連関連施設の実態はは公民館ではなく、北朝鮮工作員のアジトであると主張したいわけで、順次施設を回り、その実態調査を行うつもり。公民館という以上は、施設のパンフレットなり習い事の案内書等何かがあるはずである。スパイにはスパイをもって制す！

堺市の巻

原告、藤田充宏　8月27日監査の結果が送られてきた。詳細は堺市のホームページを参照いただきたいが、大阪市よりはるかにわけが悪い。ただ減免されている施設があるというだけで、その場所、減免額等一切を明らかにせず、ただ単に、「減免している施設がある。」というだけのもの。そしてその理由だけはくどくどと書いてある。特に堺市は【B宜へ続く】

全国朝鮮総連関連施設固定資産税減免状況

平成21年7月調査

都道府県	市町村	H20年度	H21年度
北海道	札幌市	一部減免	一部減免
	釧路市	全部減免	全部減免
	帯広市	無	一部減免
	北見市	一部減免	一部減免
	苫小牧市	一部減免	一部減免
福島県	会津若松市	全部減免	※
	郡山市	一部減免	※
群馬県	前橋市	一部減免	一部減免
	桐生市	一部減免	一部減免
東京都	調布市	一部減免	一部減免
新潟県	新潟市	一部減免	一部減免
石川県	金沢市	一部減免	検討中
福井県	福井市	一部減免	一部減免
岐阜県	高山市	一部減免	※
	土岐市	一部減免	※
愛知県	名古屋市	一部減免	一部減免
	岡崎市	一部減免	一部減免
	瀬戸市	一部減免	一部減免
	西尾市	一部減免	一部減免
	東海市	一部減免	一部減免
滋賀県	大津市	一部減免	一部減免
京都府	京都市	一部減免	一部減免
大阪府	大阪市	一部減免	検討中
	堺市	一部減免	※
	池田市	一部減免	※
兵庫県	神戸市	一部減免	一部減免
	尼崎市	一部減免	一部減免
	明石市	一部減免	一部減免
	西宮市	一部減免	一部減免
	高砂市	一部減免	※
	川西市	一部減免	※
鳥取県	米子市	一部減免	一部減免
島根県	出雲市	一部減免	一部減免
岡山県	岡山市	全部減免	一部減免
	倉敷市	一部減免	一部減免
	備前市	一部減免	一部減免
	津山市	一部減免	一部減免
広島県	大竹市	全部減免	※
山口県	下関市	一部減免	一部減免
	宇部市	一部減免	一部減免
	周南市	全部減免	一部減免
福岡県	飯塚市	一部減免	検討中
	水巻町	一部減免	一部減免
	苅田町	一部減免	一部減免

※・・・・・・調査が減免申請締め切り期日前のため調査不能
（調査日以降減免申請有の可能性極めて大）
検討中・・減免申請があったものの、回答を検討中

◇「救う会大阪」総連固定資産税問題関連資料HP〔救う会大阪→朝鮮総連関連施設固定資産税減免問題〕http://mid.parfe.jp/kannyo/sukuukai/sourenn/top.htm
◇　大阪市監査請求結果〔大阪市→組織一覧→監査・人事制度事務総括局→監査の実施状況→住民監査請求の監査→平成21年6月25日〕
◇　堺市監査請求結果〔堺市ホームページ→その他　市政情報→監査→住民監査請求に係る監査結果→平成21年8月27日〕

我々が独自に調べ、土地・建物謄本まで準備し提出したが一切無視。結果はただ「公民館の要件に合致しているから」それのみ。である。

救う会大阪が独自に掴んだ総連関連施設

生野東朝鮮会館・・・大阪市生野区新今里7-13-8
生野西朝鮮会館・・・大阪市生野区桃谷4-15-7
生野南朝鮮会館・・・大阪市生野区田島2-4-1
中西朝鮮会館・・・大阪市生野区巽中1-20-3
東阿朝鮮会館・・・大阪市平野区加美鞍作町2-9-19
東成朝鮮会館・・・大阪市東成区中道2-28-1
城東朝鮮会館・・・大阪市城東区鴨野東2-26-20
旭都朝鮮会館・・・大阪市都島区御幸町1-2-5
西大阪支部・・・大阪市港区磯路1-4-3
西朝鮮会館・・・大阪市福島区大開4-3-67
西淀川朝鮮会館・・・大阪市西淀川区千舟1-1-2
東淀川区朝鮮会館・・・大阪市淀川区東三国4-22-1

神戸市、京都市の巻

神戸市は7月30日に請求人　村上学が、京都市は8月5日に請求人西村斉が監査請求を行った。60日以内に結果が出るので、現在結果待ち。

その2　国旗差別　月例報告書　国家賠償請求事件　裁判傍聴会

本年2月、広島市で、ミニチュア国旗を車に掲げていたことを理由に公道を閉塞され、行動を制限された件について警察法79条で、広島県公安委員会に苦情を申し立てるも「適切であった」との回答。到底納得できるものではないので、平成21年8月20、「国旗差別慰謝料等国家賠償請求事件」として、本人訴訟で居住地、豊中簡易裁判所に行政提訴。同27日、上申が認められ大阪地裁に移送。現在第1回口頭弁論期日待ち。

訴　状

国旗差別等国家賠償請求事件
原告　増木　重夫
被告　広島県
豊中簡易裁判所御中

請求の趣旨
一、被告は、原告に対し、慰謝料等金130,300円を支払え。
二、訴訟費用は被告の負担とする。
三、この判決は、仮に執行できる。
の判決を求める

請求の原因
一、請求の趣旨の内訳
1　慰謝料　100,000円
2　損害回復費　30,300円
・新大阪～広島　往復交通費（新幹線）20,300円
・雑費　10,000円

二、請求の事情
原告ら7名（訴外6名）は平成21年2月21日、朝9時半頃、広島市内、平和公園東側、元安橋東詰東方30m付近で、福岡県警（隊長は「北九州の佐々木」と名乗る）のマークの入った機動隊の制服を着た警察官から進行を阻まれ、他の一般人は通行しているにもかかわらず、原告ら7名は平和祈念資料館にいけず、我々の「見学したい」という細やかな人格権が著しく傷つけられた。その精神的苦痛に対する慰謝料と損害回復費実費を請求する。

請求の詳細
原告ら7名は平成21年2月20日深夜、観光と街頭活動が目的で大阪をワゴン車で出発し21日、朝6時頃に広島に着いた。1時間ほど空白時間が出来たので予定の前後を逆にし平和祈念資料館に向かった。広島に来た以上いろいろな意味でここはどうしても見学しなければならない場所である。また原告らの半分は行ったことがなく、見学を強く希望した。平和祈念公園の正面、ものものしい警戒。我々は正面を東進し、さらに北進。東側から公園に入ろうとした。今地図を見ると、元安橋から入ろうとしたようである。車は元安橋東詰めに着いた。ところが公園内は車では入れないと警戒中の警察官から言われ、橋の近所の駐車場に入れるよう指示された。そこで車から降りるものやら残るものが話しているとき、警戒中の警察官から「職務質問」を受けた。警察官は運転をしていた荒巻君にいろいろ話し始めた。そこで私は我々だけに職務質問をしているので不思議に思い、「なぜ我々だけに職務質問するの？」と尋ねた。そうすると、警察官は「車のフロントに国旗があるからや。」と言う。国旗といってもはがき大。ミニチュアのかわいいもの（甲1号証：原寸）。私はとっさに、「拒否」。警察官職務執行法には「職務質問が出来る」と書いてあるだけ。我々は善良な一国民として、警察業務には当然協力しなければならないと心得、今までそのように対応してきた。「一般的な職務質問なら当然協力する。ところが、ミニチュア国旗があることのみをもって特別扱いをされることには到底納得できない。また、「車両を見せて欲しい。」とも言われた。私は「問題がなければ通していただけますね。」と問うと、「それは出来ない。」という回答。そして警察官は我々をそこから一歩も通さない。言葉は「協力してください。」というが、事実上の道路封鎖。もちろん他の人は通っていく。どこの世界にミニチュア国旗が理由で道路を閉塞される所以があるのだろうか。ミニチュア国旗が誰何の理由になるのだろうか。「我々を通さない法的根拠を言ってください。根拠があるならそれに従います。」と何回も質問したが「協力して欲しい。」の一点張りで何ら納得いく説明はない。言葉遊びをしてもしかたないが「協力」はあくまで任意であり、協力の強要など聞いたことがない。私は納得しないものの無駄な時間をすごしたくないので名刺と免許証を差し出し、「大阪府警に連絡すればすぐに私の身上はわかるから照会して。」と告げた。そうすると連絡がついたのだろう、我々が広島に来た目的の1つがわかったようだ。今度は「街宣目的で広島に来た人を入れるわけには行かない。」と言い出し、当初の「ミニチュア国旗があるから」から話が変わった。我々の街宣は当然広島県警の許可を得たもので合法的であり、かつ思想信条、表現の自由を保障した憲法の範囲で行うもの会通念上一般市民に不快感を与えるものではない。いつも粛々とやっている。もちろんこの日迷彩色の服を着ているわけでも、凶器を持っているわけでもなく、大きな国旗を掲げているわけでもない。ましていわゆる右翼でもない。普通の一般市民であり、市民活動の一環として観光も兼ね広島に来た。そもそも小さな国旗さえなければ資料館を一般の観光客と同じように見学できたはずであり、このような閉塞をされると前もって予見できれば国旗は当然カバンにでもしまっておいた。「街宣が目的」だから通さないという話はあとから出てきた話であることを付言する。警察は我々の動向が気になるなら駐車場から資料館まで約3003を同行すれば良いのであって、「閉塞」までする必要がどこにあるのか。同行をして気分のいい話ではないが、この程度の協力なら実害があるわけではないので我慢しようと考え申し出た。ところが聞く耳持たず。今まで、日本国民として誇りを持って生きてきた。ところがこれほど理にかなわない扱いを受けたことはない。40分ほど通せ通さないで押しし問答をし、結局時間切れで平和資料館へはいけず、「行けなかった」という実害が生じた。

同行者　増木直美　遠藤健太郎　西村斉　小椋利雄
荒巻靖彦（車両所有者）藤島雄平

結語
原爆資料館のある平和公園に入れなかった理由を要約すると、始は車のフロントにミニチュア国旗が置いてあったから。途中から、「街宣を目的に広島に きたから」と理由が変わった。いずれにしても法治国家にあるまじき対応に怒りを禁じえない。警備の都合上「公園内全員立入り禁止」だから誰も入れません。と言うならわからないでない。ところが原告ら7名のみが「国旗を置いてあった」という理由で差別扱いされた。これは由々しき人権問題である。平成11年、国旗国歌法が制定された。しかし、ミニチュア国旗を掲げたことを理由に公道を閉塞され、行動を制限されたら今後皆国旗を掲げなくなるのは必定。国旗国歌を身近なものにするため国旗国歌法を作ったのではないか。まさに仏作って魂入れずである。

軽犯罪法第1条の28には「他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身辺に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方で他人につきまとつた者」には「拘留、または科料」とあり、また道路交通法76条4の二には「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること」は禁止されている。まるで絵に書いたようにこれら二つの法律に違反している。

さらに警察法第2条では警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。2警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。と規定し、特に「個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限」には厳格に規定している。

広島に行ったのに原爆資料館にいけなかったということは、憲法第31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と保障された「自由」が事実上制限されたことであり、明らかに警察の越権行為である。この不当な扱いに対する精神的苦痛は慰謝料を持って償わなければならない。また、原告は警察法第79条により広島県公安委員会委員長神谷ゆかり氏に対し苦情を申し出た。ところがその回答は「法令に基づく任務を遂行したものであり、その態様に不適切な事実は認められませんでした。」というもので、再度その法令とは何かを質問したが、具体的回答はなかった。そのようなわけでやむを得ず本訴に及んだ次第である。

証拠の申し出
一　書証　甲1号証　ミニチュア国旗の原寸コピー
甲2号証　使用車両の写真
甲3号証　上申書
事件当日の様子を申し出る
甲4号証　1～4　公安委員会への「苦情申出書」と回答
二　人証　必要に応じ原告の証人調べを請求する
三　その他　必要に応じ、現場でのビデオを提出する

その3　その4

◇兵庫県教組、西宮市教組（日教組下部組織）、の①スト謀議②教頭任用の組合介入の件での刑事告発について9月15日現在、兵庫県警において、刑事告発の予備審査中。詳細は次号。

◇少々私事ぼくなりますが、本年4月、私（増木）を「街宣車を回す。と言った。」などと言って告訴した日教組校長を名誉毀損で民事告訴する予定。ただいま訴訟準備中。詳細は次号でご報告いたします。

活動資金ご協力のお願い

【JC支援等の口座】
郵便振替　00980 8 245547　MASUKI情報デスク
三菱東京UFJ銀行　千里中央支店　004349　普通　増木重夫

先ずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。

このレポートにもありますように、私どもは「国を破壊しようと思っている連中」と日々命がけで戦っています。ところが問題は活動資金。特に裁判は費用がかかり大変困っています。子供達に誇りある国を残すため今まで以上にがんばります。何卒、資金のご協力カンパ金の主な使途願い申し上げます。

①活動案内、連絡、通信、運営費等
②活動交通費、道路・公園使用申請費等
③資料、横断幕、ビラ等の制作、備品購入等

◇カンパ要領
前記口座、または同封の郵便振替にて。